

議案第 2 5 号

児童福祉事業の取扱いについて

児童福祉事業の取扱いについては、次のとおりとする。

平成 1 6 年 6 月 2 5 日提出

さいたま市・岩槻市合併協議会

会 長 相 川 宗 一

項目	児童福祉事業の取扱い
児童福祉事業は、さいたま市の制度に統一する。	

主な項目とその取扱い

保育時間	さいたま市の制度に統一する。
保育料	さいたま市の制度に統一する。
児童手当	現行のとおりとする。
児童扶養手当	現行のとおりとする。
放課後児童健全育成事業	さいたま市の制度に統一する。
家庭児童相談	さいたま市の制度に統一する。
ひとり親家庭児童就学支度金	さいたま市の制度を適用する。
ブックスタート事業	さいたま市の制度を適用する。
病児保育事業	さいたま市の制度を適用する。

議案第 25 号関係（児童福祉事業の取扱い）

現 況																																																	
さいたま市	岩槻市																																																
<p>1 保育時間</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 35%;">月～金</th> <th style="width: 50%;">土</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>規定保育時間</td> <td>8:30～17:00</td> <td>8:30～12:15</td> </tr> <tr> <td>開所時間</td> <td>7:30～18:30</td> <td>7:30～14:30</td> </tr> <tr> <td>延長保育時間</td> <td>18:30～19:30 (18:30～20:30) 4園のみ</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 保育料</p> <p>(1) 階層区分：10 階層</p> <p>(2) 年齢区分：「3 歳未満児」、「3 歳児」及び「4 歳以上児」の 3 区分</p> <p>(3) 最高限度額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">ア 3 歳未満児</td> <td style="text-align: right;">60,000 円</td> </tr> <tr> <td>イ 3 歳児</td> <td style="text-align: right;">29,000 円</td> </tr> <tr> <td>ウ 4 歳以上児</td> <td style="text-align: right;">25,000 円</td> </tr> </table> <p>(4) 2 人以上の児童が入所している場合の保育料</p> <p style="padding-left: 20px;">1 人目が通常保育料、2 人目が通常保育料の 2 分の 1、3 人目以降が無料</p> <p>3 児童手当</p> <p>(1) 受給資格</p> <p style="padding-left: 20px;">6 歳義務教育就学前までの児童を養育している方で、前年の所得額が一定の制限以下である方に支給</p> <p>(2) 支給額（月額）</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">第 1 子</td> <td style="text-align: right;">5,000 円</td> </tr> <tr> <td>第 2 子</td> <td style="text-align: right;">5,000 円</td> </tr> <tr> <td>第 3 子以降の児童 1 人につき</td> <td style="text-align: right;">10,000 円</td> </tr> </table> <p>(3) 受給者数（平成 15 年度実績）</p> <p style="padding-left: 20px;">138,955 人（延べ人数）</p>	区分	月～金	土	規定保育時間	8:30～17:00	8:30～12:15	開所時間	7:30～18:30	7:30～14:30	延長保育時間	18:30～19:30 (18:30～20:30) 4園のみ	なし	ア 3 歳未満児	60,000 円	イ 3 歳児	29,000 円	ウ 4 歳以上児	25,000 円	第 1 子	5,000 円	第 2 子	5,000 円	第 3 子以降の児童 1 人につき	10,000 円	<p>1 保育時間</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 35%;">月～金</th> <th style="width: 50%;">土</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>規定保育時間</td> <td>8:30～16:30</td> <td>8:30～12:00</td> </tr> <tr> <td>開所時間</td> <td>7:30～18:30</td> <td>7:30～13:30 (第 2 土曜日) 7:30～19:00 (第 2 土曜日以外)</td> </tr> <tr> <td>延長保育時間</td> <td>18:30～19:00</td> <td>12:00～13:30 (第 2 土曜日) 12:00～19:00 (第 2 土曜日以外)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 保育料</p> <p>(1) 階層区分：24 階層</p> <p>(2) 年齢区分：「3 歳未満児」、「3 歳児」及び「4 歳以上児」の 3 区分</p> <p>(3) 最高限度額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">ア 3 歳未満児</td> <td style="text-align: right;">57,600 円</td> </tr> <tr> <td>イ 3 歳児</td> <td style="text-align: right;">26,700 円</td> </tr> <tr> <td>ウ 4 歳以上児</td> <td style="text-align: right;">22,000 円</td> </tr> </table> <p>(4) 2 人以上の児童が入所している場合の保育料</p> <p style="padding-left: 20px;">第 1 子が通常保育料で、第 2 子以降が通常保育料から減額される</p> <p>3 児童手当</p> <p>(1) 受給資格</p> <p style="padding-left: 20px;">6 歳義務教育就学前までの児童を養育している方で、前年の所得額が一定の制限以下である方に支給</p> <p>(2) 支給額（月額）</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">第 1 子</td> <td style="text-align: right;">5,000 円</td> </tr> <tr> <td>第 2 子</td> <td style="text-align: right;">5,000 円</td> </tr> <tr> <td>第 3 子以降の児童 1 人につき</td> <td style="text-align: right;">10,000 円</td> </tr> </table> <p>(3) 受給者数（平成 15 年度実績）</p> <p style="padding-left: 20px;">11,112 人（延べ人数）</p>	区分	月～金	土	規定保育時間	8:30～16:30	8:30～12:00	開所時間	7:30～18:30	7:30～13:30 (第 2 土曜日) 7:30～19:00 (第 2 土曜日以外)	延長保育時間	18:30～19:00	12:00～13:30 (第 2 土曜日) 12:00～19:00 (第 2 土曜日以外)	ア 3 歳未満児	57,600 円	イ 3 歳児	26,700 円	ウ 4 歳以上児	22,000 円	第 1 子	5,000 円	第 2 子	5,000 円	第 3 子以降の児童 1 人につき	10,000 円
区分	月～金	土																																															
規定保育時間	8:30～17:00	8:30～12:15																																															
開所時間	7:30～18:30	7:30～14:30																																															
延長保育時間	18:30～19:30 (18:30～20:30) 4園のみ	なし																																															
ア 3 歳未満児	60,000 円																																																
イ 3 歳児	29,000 円																																																
ウ 4 歳以上児	25,000 円																																																
第 1 子	5,000 円																																																
第 2 子	5,000 円																																																
第 3 子以降の児童 1 人につき	10,000 円																																																
区分	月～金	土																																															
規定保育時間	8:30～16:30	8:30～12:00																																															
開所時間	7:30～18:30	7:30～13:30 (第 2 土曜日) 7:30～19:00 (第 2 土曜日以外)																																															
延長保育時間	18:30～19:00	12:00～13:30 (第 2 土曜日) 12:00～19:00 (第 2 土曜日以外)																																															
ア 3 歳未満児	57,600 円																																																
イ 3 歳児	26,700 円																																																
ウ 4 歳以上児	22,000 円																																																
第 1 子	5,000 円																																																
第 2 子	5,000 円																																																
第 3 子以降の児童 1 人につき	10,000 円																																																

現 況

さいたま市

岩槻市

4 児童扶養手当

(1) 受給資格

父親のいない家庭や父親が一定の障害の状態にある家庭の児童について、児童を養育する母又は養育者に支給する。

(2) 支給額（月額）

収入に応じて児童1人の場合は、9,880円から41,870円を支給

児童2人のときは5,000円を加算、3人目からは1人につき3,000円を加算して支給

(3) 受給者数

4,775人

4 児童扶養手当

(1) 受給資格

父親のいない家庭や父親が一定の障害の状態にある家庭の児童について、児童を養育する母又は養育者に支給する。

(2) 支給額（月額）

収入に応じて児童1人の場合は、9,880円から41,870円を支給

児童2人のときは5,000円を加算、3人目からは1人につき3,000円を加算して支給

(3) 受給者数

690人

5 放課後児童健全育成事業

(1) 公設民営

- ア 管理・運営：社会福祉事業団に委託
- イ 対象：小学1年生～小学3年生
- ウ 指導料（月額）

区分	金額
生活保護法による被保護世帯	無料
前年分所得税非課税世帯 前年度分市町村民税非課税世帯	無料
前年分所得税非課税世帯 前年度分市町村民税課税世帯	2,000円
前年分所得税課税世帯	4,000円

(2) 民設民営

- ア 対象：小学1年生～小学6年生
助成金の対象は、小学1年生～小学3年生
- イ 指導料助成（月額）

区分	金額
生活保護法による被保護世帯	5,000円
前年分所得税非課税世帯 前年度分市町村民税非課税世帯	5,000円
前年分所得税非課税世帯 前年度分市町村民税課税世帯	3,000円
前年分所得税課税世帯	1,000円

その他に、各施設に月額18,000円を上限に家賃、地代を補助

5 放課後児童健全育成事業

(1) 公設民営

- ア 管理・運営：保護者に委託
- イ 対象：小学1年生～小学3年生
- ウ 保育料（月額）
5,000円
保護者会会費として200円

(2) 民設民営

実施していない。

現 況	
さいたま市	岩槻市
<p>6 家庭児童相談</p> <p>(1) 相談員</p> <p>ア 定数 9人</p> <p>イ 身分 非常勤特別職</p> <p>ウ 任期 1年</p> <p>エ 勤務日数 4日/週</p> <p>(2) 相談方法</p> <p>電話、来室、家庭訪問、出張相談</p>	<p>6 家庭児童相談</p> <p>(1) 相談員</p> <p>ア 定数 2人</p> <p>イ 身分 非常勤特別職</p> <p>ウ 任期 1年</p> <p>エ 勤務日数 3日/週</p> <p>(2) 相談方法</p> <p>電話、来室、家庭訪問</p>
<p>7 ひとり親家庭児童就学支度金</p> <p>(1) 対象</p> <p>市民税非課税世帯</p> <p>(2) 内容(平成16年度)</p> <p>小学校入学 5,000円</p> <p>中学校入学 15,000円</p>	<p>7 ひとり親家庭児童就学支度金</p> <p>県事業として、中学校に入学する児童を養育しているひとり親家庭に支給している。</p> <p>市は、受付事務のみを行っている。</p>
<p>8 ブックスタート事業</p> <p>(1) 内容</p> <p>乳児とその保護者に対し、図書館司書等により絵本の読み方をアドバイスし、絵本などの入ったブックスタートパックをプレゼントする。</p> <p>(2) 対象</p> <p>市内に住所を有する平成15年4月生まれ以降の4か月児健診の対象となる乳児</p>	<p>8 ブックスタート事業</p> <p>実施していない。</p>
<p>9 病児保育事業</p> <p>(1) 内容</p> <p>病気又は病気回復期のため、保育所での集団保育が困難な児童について、市の委託した医療機関の専用スペースで一時的に保育する。</p> <p>(2) 対象</p> <p>認可保育所に通所中の児童</p> <p>(3) 利用料(1日当たり)</p> <p>一般世帯 2,000円</p> <p>市民税のみ課税世帯 1,000円</p> <p>生活保護被保護及び所得税、市民税非課税世帯 0円</p> <p>(4) 定員</p> <p>1施設当たり 4人</p>	<p>9 病児保育事業</p> <p>実施していない。</p>